

2020年12月10日

電話や情報通信機器を活用した歯科診療（2020年4月24日事務連絡により行われた診療行為）
に関する実態調査へのご協力依頼

令和2年度厚生労働科学特別研究事業(20CA2017)

「歯科診療における情報通信機器等を用いた診療についてのルール整備に向けた研究」

研究代表者 佐々木 啓一
(東北大学大学院歯学研究科)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、電話や情報通信機器を用いた診療（オンライン診療など）の規制緩和など新しい診療の形態が模索されています。歯科診療においても2020年4月24日に厚生労働省より電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いに関する事務連絡が発出されました。しかしながら、医師によるオンライン診療については、平成30年3月に厚生労働省から「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年7月一部改訂）が示されていますが、歯科医師によるオンライン診療については本指針の対象となっておらず、歯科診療における情報通信機器等を用いた診療に関する適切な事例の検討やルール整備が十分になされていません。

そこで今回、令和2年度厚生労働科学特別研究事業「歯科診療における情報通信機器等を用いた診療についてのルール整備に向けた研究」において、歯科診療におけるオンライン診療に関する適切な診療内容、留意事項等を検討するために、新型コロナウイルスの感染拡大下で特例的に実施されている電話や情報通信機器を用いた診療内容やオンライン診療に対する歯科医師の意識等に関するアンケートを実施することとなりました。これにより実態を把握し、アフターコロナでの歯科診療に関するオンライン診療の在り方やルール整備の議論が行われる際の基礎資料となります。

先生方にはおかれましては大変な状況の中であることは重々承知しておりますが、今後の本邦の歯科医療の発展のため、アンケートにご協力いただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

※オンライン診療に関する参考資料：p 3, 4の（別紙）をご覧ください。

■自由意志での参加と参加同意の撤回について

本研究への協力は自由です。なお、無記名で実施するため、調査票を返送いただいた後で同意撤回を希望される場合、該当する調査票を特定し、除外することができない点について、予めご了承ください。また、研究に参加するにあたり、研究参加者に生じる費用負担、謝礼はありません。

■研究倫理・情報の取り扱いについて

本調査は、東北大学大学院歯学研究科研究倫理審査委員会の承認および機関の長の実施許可を得て行

われております。また、得られた調査結果は、集計後の値を専門学会や学術誌に公表する可能性がございます。

研究課題名： 具体的事例分析によるオンライン歯科診療の可否要件検討のための研究

承認番号： 2020-3-25

研究期間： 2020年11月30日～2020年3月

研究責任者： 東北大学大学院歯学研究科 教授 佐々木 啓一

■研究資金および利益相反について

本研究は令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）を用いて行われます。本研究を実施するにあたり特定企業との利害関係・利益相反はありません。研究の実施にあたっては、研究を遂行する各大学等の利益相反委員会において審議され、適切であると判断されております。

■回答方法について

回答に当たっては、WEB ページ画面にアクセスしてご回答ください。

<回答用 WEB ページ> （スマートフォンからもご回答頂けます）

<https://questant.jp/q/VPJ3UJ6Z>

QRコード



※本調査における WEB アンケート画面には一時保存機能がありません。一度入力を中断して、再度回答を開始する際は、最初の設問から再度回答を入力いただくことになります。

アンケートの締め切りは **2020年1月10日 20時（回答完了）** とさせていただきます。

【本調査の問合せ先】

（内容に関して）

連絡先：小川 徹

東北大学大学院歯学研究科口腔システム補綴学分野・准教授

TEL:022-717-8369 FAX:022-717-8371

e-mail toru.ogawa.d7@tohoku.ac.jp

（WEB 調査の回答方法に関して）

連絡先：森

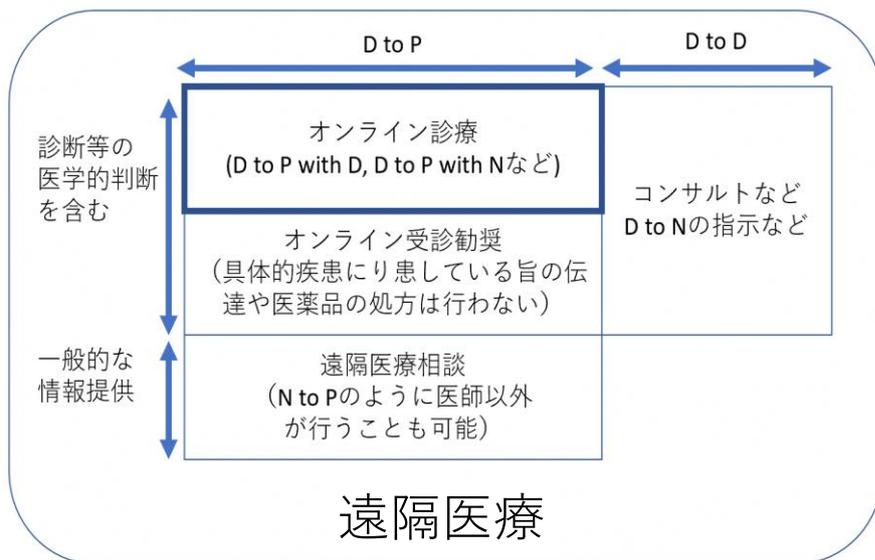
（株）NTTデータ経営研究所ライフ・バリュー・クリエイションユニット

e-mail : dental-support@nttdata-strategy.com

参考資料（別紙）

オンライン診療とは

遠隔医療のうち、医師・歯科医師－患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い、診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。（「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和元年7月一部改訂）厚生労働省））



- ・ ICT (Information and Communication Technology): 情報伝達技術
- ・ 遠隔医療：ICT を活用した健康増進, 医療に関する行為の総称
- ・ オンライン受診勧奨：ICT を活用して医師が医学的判断を下した上で一定の医療機関への受診を勧めること
- ・ 遠隔健康医療相談：相談者個別の状態に応じて、必要な医学的助言を行うことで、一般的な回答や情報提供にとどまる

歯科医療において想定される情報通信機器を用いた診療のイメージ

○歯科医師が情報通信機器を通して診療行為を行う場合【Dentist to P】

患者に対して情報通信機器を用いて症状の確認をしながら、診療や処方などの診療行為を行う。患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合は、必要に応じて、オンライン診療支援者（家族であるか、医療・介護従事者であるかは問わない。）が同席する。

（参考）「オンライン診療の適切な実施に関する指針」より抜粋

- ・双方（医師と患者）の合意に基づき実施される必要がある
- ・合意内容には、「診療計画」として定めるオンライン診療の具体的な実施ルールが含まれる必要がある
- ・オンライン診療は、医師側の都合で行うものではなく、患者側の求めがあってはじめて成立するもの
- ・初診については原則直接の対面で行うべき

○患者が歯科医師/医師²⁾といるときに、歯科医師/医師¹⁾が情報通信機器を用いて診療を行う場合

【①Dentist to P with Dentist, ②Dentist to P with Doctor, ③Doctor to P with Dentist】

1) オンライン診療を行う歯科医師/医師

2) オンライン診療の際に患者といる歯科医師/医師

①Dentist to P with Dentist :

在宅療養等を行う患者が主治の歯科医師といる場合に、遠隔地にいる歯科医師が情報通信機器を用いて専門的な知見・技術を活かした診療を行う。

②Dentist to P with Doctor :

在宅療養等を行う患者が主治医等の医師といる場合に、遠隔地にいる歯科医師が情報通信機器を用いて歯科診療を行う。

③Doctor to P with Dentist:

在宅療養等を行う患者が主治の歯科医師といる場合に、遠隔地にいる医師が情報通信機器を用いて診療を行う。

○患者が歯科衛生士といるときに、歯科医師が情報通信機器を用いて診療を行う場合

在宅療養等を行う患者に対し、歯科衛生士が側にいて口腔衛生指導等を行う場合に、歯科医師が情報通信機器を用いて診療や診療の補助行為の指示を行う。

○患者が看護師等の他職種といるときに、歯科医師が情報通信機器を用いて診療を行う場合

在宅療養等を行う患者に対し、看護師・薬剤師・管理栄養士等の他職種が側にいる場合に、歯科医師が情報通信機器を用いて診療を行う。

○歯科医師（医師）間で情報通信機器を用いて相談や助言を行う場合【D to D】

歯科医師と歯科医師/医師間で診療の相談・助言等を行う（オンライン診療には該当しない）。